障害者活躍推進計画

| 機関名 | 伊那市議会事務局 |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| 任命権者 | 伊那市議会 議長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間) |
| 伊那市議会事務局 における障害者雇 用に関する課題 | 伊那市議会事務局は、職員総数が8人程度(会計年度任用職員含む) |
| | の小規模な機関であり、募集・採用・異動等の人事に関する事項は、 |
| | 市長部局の総務部総務課が担当しています。 |
| | 議会事務局として、これまで個別に障害者雇用への対応を要するこ |
| | とはありませんでした。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する 目標 | ○障害者任免状況通報の伊那市の職員数には、市議会事務局の職員が含ま |
| | れているため、伊那市の法定雇用率達成に向けて、協力します。 |
| ② 定着に関する目 標 | なし |
| | ※今後、障害者である職員が在籍することとなった場合、定着状況 |
| | の把握に協力します。 |
| 取組内容 | |
| 1 障害者の活躍 を推進する体制 | ○伊那市役所の障害者雇用推進者として、総務部総務課長が選任されてい |
| 整備 | ます。 |
| | ○障害者職業相談員として、総務部総務課の職員が選任されています。障 |
| | 害者である職員が事務局に在籍することになった場合は、障害者職業相 |
| | 談員及び総務課の職員担当保健師を相談先として周知します。 |
| 2 障害者の活躍 の基本となる職 務の選定・創出 | ○総務部総務課が実施する業務の切り出しに協力し、情報を提供します。 |

3 障害者の活躍 を推進するため の環境整備・人事 管理

- ○障害者である職員が事務局に在籍することになった場合は、相談窓口を 案内します。また、人事評価の面談等の機会を利用し、障害者である職 員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏 まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

4 その他

- ○「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に 関する法律」に基づき保健福祉部社会福祉課の定める「伊那市障害 者就労施設等からの物品等の調達方針」に従い、障害者就労施設等 への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。
- ○庁舎で実施されている障害福祉施設や障害者サービス事業所の販売 会、職員を対象とした自主製品等のカタログ販売に協力します。

(注)「障害」の表記について

平成30年3月に策定された平成30年~平成32年度を計画期間とした「第5期伊那市障害福祉計画」「第1期伊那市障害児福祉計画」に記載されている、「伊那市では伊那市障害者計画(平成26年度~平成30年度)策定時に伊那市障害者施策推進協議会や障害者団体等の意見を踏まえ、「障がい」ではなく「障害」と統一して表記することとしました。」との方針に従い、本計画では「障害」の表記を使用しています。